

一橋大学国際学生宿舎における飲酒に関する取り決め

平成28年7月21日
一橋大学国際学生宿舎主事

(趣旨)

第1条 この取り決めは、一橋大学国際学生宿舎(以下「学生宿舎」という。)における飲酒に関して、必要な事項を定めるものとする。

(飲酒に関する基本原則)

第2条 一橋大学(以下「大学」という。)は、未成年の学生の飲酒を認めない。一橋大学学生(以下「学生」という。)は、未成年者に対して飲酒を勧め、又は強要してはならない。

(禁止事項)

第3条 学生宿舎内における学生の飲酒は、学生個人の居室空間及び大学が指定した空間(以下「私的空間等」という。)を除き原則禁止とする。ただし、大学から許可を受けた私的空間等以外の場所において、承認された学生主催の行事等が行われる場合、大学の許可と提示された条件のもとにおいてのみ飲酒を許される。なお、私的空間等においても学生宿舎内の秩序、風紀を乱す行為又は他の居住者の迷惑となる行為は行ってはならない。

(処分等)

第4条 前条に規定する禁止事項を行った場合、その対象となる行為の態様、結果及び影響等を総合的に検討し、教育的配慮を加えた上で、次の各号に掲げる処分又は教育的指導を行うものとする。

- 一 学則に基づく懲戒処分。
- 二 一橋大学国際学生宿舎規則第20条第1項に基づく入居許可の取消し。
- 三 指導主事による教育的指導。
- 四 その他主事が必要と認める教育的指導。

(救命措置)

第5条 学生は他者と共に飲酒する際に、生命・身体に危険が生じた者があった場合には、直ちに救急車を呼んで医療機関に搬送するなど、適切な措置をとらなければならない。

附 則

この取り決めは、平成28年7月21日から施行する。